

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

(第 190 回国会提出)

地方税法第758条第2項の規定に基づき、この報告書を国会に提出する。

目次

はじめに

	頁
地方税における税負担軽減措置等の概要	1
税負担軽減措置等の適用額及び租税特別措置ごとの影響額の状況	3
1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況	4
(1) 個人事業税	5
(2) 法人事業税	6
(3) 不動産取得税	8
(4) 自動車取得税	13
(5) 軽油引取税	14
(6) 自動車税	15
(7) 鉱区税	16
(8) 狩猟税	17
(9) 固定資産税	18
(10) 事業所税	35
(11) 都市計画税	39
2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税）の状況	43
(1) 単体法人	44
(2) 連結法人	54

<注記事項>

適用額については、次のとおりである。

- (1) 適用額の種類は、税負担軽減措置等の内容によって異なる。例えば、税額控除及び税額を上乗せする特例については「税額」、課税標準の特例については「課税標準（ ）」と表記し、（ ）には、所得、資本金等の額、固定資産の価格などの課税標準の内容を記載している。
- (2) 適用額の総額は、税額控除の特例については税額控除の総額、税額を上乗せする特例については上乗せした税額の総額、課税標準の特例については課税標準から控除した総額を記載している。

例①：課税標準が所得の場合は、控除した所得総額を記載

例②：課税標準が事業所床面積の場合は、控除した床面積（㎡）を記載

表中の平成 24 年度及び 25 年度の欄に記載している計数は、前年度報告書の計数であるが、地方公共団体からのその後の精査により修正報告等があったものについては、当該修正報告等を反映している。なお、該当箇所には注記を付している。

はじめに

この報告書は、平成 26 年度の地方税の税負担軽減措置等の状況及び国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける地方税の税負担軽減措置等の状況についてまとめたものである。

平成 26 年度の地方税の税負担軽減措置等の状況については、以下の調査結果をまとめたものである。

- ・ 総務大臣が行った地方税の賦課徴収の状況に関する調査の結果
（「道府県税の課税状況等の調」、「市町村税課税状況等の調」、「自動車取得税のエコカー減税に係る適用状況に関する調等」、「市町村交付金及び都市計画税に関する調」）
- ・ 法第 389 条第 1 項の規定により総務大臣が決定した同項に規定する価格等に基づき算定した法第 757 条第 3 号に規定する適用額を集計したもの
（「総務大臣が決定した償却資産の価格等に基づき算定した適用額を集計」）
- ・ 法第 422 条の規定による概要調書に記載された事項
（「固定資産の価格等の概要調書」）
- ・ 法第 743 条第 3 項の規定による概要調書に記載された事項
（「大規模の償却資産に関する概要調書」）
- ・ 総務大臣が行った固定資産税の賦課徴収の状況に関する調査の結果
（「道府県知事が価格等を決定し、配分した償却資産に関する調」）

また、国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける地方税の税負担軽減措置等については、「適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税）」としてまとめ、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成 22 年法律第 8 号）第 6 条第 1 項に規定する適用実態調査情報に基づき、推計したものをまとめたものである。

地方税における税負担軽減措置等の概要

○種類ごとの税負担軽減措置等の数及び適用額の総額の状況

平成 26 年度分として把握した種類ごとの税負担軽減措置等の数は 193 であり、適用額の総額は以下のとおりである。

税 目	種 類	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)
個人事業税	課税標準 (所得)	1	13,281億円	1	13,476億円	1	12,994億円
法人事業税	課税標準 (資本金等の額)	12	37,102億円	11	33,422億円	9	18,361億円
	課税標準 (収入金額)	4	348億円	3	281億円	3	396億円
	課税標準 (所得)	1	7,747億円	1	6,898億円	1	5,936億円
	税額	2	17億円	2	20億円	2	17億円
不動産取得税	課税標準 (不動産の価格)	22	71,174億円	22	76,554億円	22	76,957億円
	税額	10	728億円	10	783億円	11	831億円
自動車取得税	課税標準 (自動車の取得価額)	3	630億円	3	1,300億円	3	1,573億円
	税額	3	2,319億円	3	3,124億円	3	2,095億円

税目	種類	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		税負担軽減措置等の数	適用額の総額 ^(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額 ^(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額 ^(注1)
軽油引取税	税額	1	944億円	1	894億円	1	882億円
自動車税	税額	1	96億円	1	53億円	1	111億円
鉱区税	税額	1	0.6億円	1	0.6億円	1	0.6億円
狩猟税	税額	3	0.4億円	3	0.8億円	3	1億円
固定資産税	課税標準 (固定資産の価格)	69	77,471億円	69	74,942億円	71	75,697億円
	税額	12	1,148億円	10	1,152億円	11	1,203億円
事業所税	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	25	4,212万㎡ [253億円] ^(注2)	25	4,249万㎡ [255億円] ^(注2)	25	4,314万㎡ [259億円] ^(注2)
	課税標準 (従業者給与総額 (千円))	(10) ^(注3)	6,222億円	(10) ^(注3)	6,144億円	(10) ^(注3)	6,211億円
都市計画税	課税標準 (固定資産の価格)	25	9,855億円	26	8,171億円	25	8,309億円

(注1) 適用額の総額は、1億円未満は四捨五入している。

ただし、適用額の総額が1億円に満たない場合は0.1億円未満を四捨五入している。

(注2) [] 内の数値は、課税標準 (事業所床面積 (㎡)) に600円/㎡の税率を乗じたものである。

(注3) 上段の税負担軽減措置等と同一の条文で規定しており、総数の193には含まない。

税負担軽減措置等の適用額及び租税特別措置ごとの影響額の状況

地方税における税負担軽減措置等に該当する措置、特例ごとの適用額の総額の状況、適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額の状況は、次のとおりである。

1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況

この表は、地方税における税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況について掲載したものである。

[備考]

1. 根拠条文、税負担軽減措置等の名称及び制度の概要は、いずれも平成 27 年 3 月 31 日現在のものである。ただし、改正により同年 4 月 1 日以後適用される措置については、その改正内容を記載している。
2. 適用期限は、平成 27 年 4 月 1 日現在のものであり、同日前に廃止された制度については、その旨を記載している。

○個人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
72条の49の12	①		社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置	医業等を行う個人については、社会保険診療につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療に係る経費は損金の額に算入しない。	なし	課税標準 (所得)	1,328,084,060	1,347,584,043	1,299,394,829

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
72条の23	①		社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置	医療法人等については、社会保険診療につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療に係る経費は損金の額に算入しない。	なし	課税標準 (所得)	774,715,165	689,786,978 (注)	593,626,895
72条の24の7	⑤		医療法人に係る税率の特例措置	医療法人を特別法人とし、所得のうち年400万円を超える金額については3.6%の軽減税率を適用する。	なし	税額	1,724,425	1,960,754	1,718,203
附9条	①		J R北海道・四国・九州に係る課税標準の特例措置	J R北海道、J R四国及びJ R九州について、資本割の課税標準である資本金等の額を、資本金の額に2を乗じて得た額とする。	H31. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	351,200,100	351,200,100	351,149,100
附9条	②		承継銀行等に係る課税標準の特例措置	承継銀行及び協定銀行について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金(20億円)の額とする。	H31. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	210,000,000	10,000,000	10,000,000
附9条	③		銀行等保有株式取得機構に係る課税標準の特例措置	銀行等保有株式取得機構について、資本割の課税標準である資本金等の額を、10億円とする。	H29. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	27,478,679	27,478,679	27,478,679
附9条	④		新関西国際空港株式会社等に係る資本割の特例措置	新関西国際空港株式会社及び指定会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から5/6を乗じた額を控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	0	970,392,447	1,140,234,046
附9条	⑤		中部国際空港株式会社に係る資本割の特例措置	中部国際空港株式会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から2/3を乗じた額を控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	55,778,667	55,778,667	55,778,667
附9条	⑥		特定鉄道事業者に係る資本割の特例措置	特定鉄道事業者について、資本割の課税標準である資本金等の額から2/3を乗じた額を控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	123,344,200	123,344,200	123,344,200
附9条	⑦		東京湾横断道路株式会社に係る資本割の特例措置	東京湾横断道路株式会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から、総資産のうち建設未収金に相当する割合を乗じた額を控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	89,202,011	89,175,923	89,050,765
附9条	⑧		電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置	収入金課税される他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (収入金額)	19,399,715	18,495,372	23,007,416
附9条	⑨		生命保険業に係る収入割の特例措置	心身障害者扶養共済の加入者を被保険者として独立行政法人福祉医療機構と生命保険契約を締結した生命保険会社等について、同契約に基づく収入保険料を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	当分の間	課税標準 (収入金額)	5,224,816	4,217,169	4,863,612
附9条	⑩		ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置	収入金課税される他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガス供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	H28. 3. 31	課税標準 (収入金額)	6,784,746	5,342,381	11,700,377

○法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
附 9 条	⑪		地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置	株式会社地域経済活性化支援機構（旧株式会社企業再生支援機構）について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額（20億円）とする。	H31. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	18,129,800	21,084,800	21,084,800
附 9 条	⑫		東日本大震災事業者再生支援機構に係る資本割の特例措置	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額（20億円）とする。	H28. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	17,982,000	17,982,000	17,982,000
附 9 条の 2			特定の協同組合等の事業税の税率の特例措置	特定の協同組合等について、所得割の税率を、所得のうち年10億円を越える金額については、7.9%に引き上げる。	なし	税額	0	0	0

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

※ 種類の欄に「税額」、「課税標準（所得）」、「課税標準（収入金額）」とある特例措置については、地方法人特別税にも影響は生じているが、この集計表には反映していない。

(注) 修正報告等を反映。

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
73条の14	⑤		公営住宅等の入居者等が当該公営住宅等を取得した場合の課税標準の特例措置	公営住宅等の入居者等が地方公共団体から当該公営住宅等の譲渡を受けた場合には、不動産取得税の課税標準から1,200万円を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	91,057	50,944	39,515
73条の14	⑥		収用等に併い代替不動産を取得した場合の課税標準の特例措置	公共事業の用に供する不動産を収用等されて補償金等を受けた者が、当該収用等の日から2年以内に被収用不動産等の代替不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から当該被収用不動産等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	15,939,117	13,965,196	12,308,296
73条の14	⑦		市街地再開発事業（第1種・第2種）の施行に伴い施設建築物の一部等を取得した場合の課税標準の特例措置	市街地再開発事業の施行に伴い従前の宅地等に対応して与えられる施設建築物の一部等を取得した場合、不動産取得税の課税標準から従前の宅地等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	3,338,313	4,364,125	4,736,728
73条の14	⑧		土地区画整理事業等の施行に伴い、代替不動産を取得した場合の課税標準の特例措置	土地区画整理事業、市街地再開発等の施行により清算金等を受けた者が、換地処分公告等の日から2年以内に代替不動産を取得した場合、不動産取得税の課税標準から従前の不動産の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	194,177	30,941,286	203,042
73条の14	⑨		農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により農業振興地域内にある土地を取得した場合の課税標準の特例措置	市町村が行う農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により、農業振興地域内にある土地を取得した場合は、不動産取得税の課税標準から当該交換分合により失った土地の価格に相当する額（農用地区域内にある土地の取得の場合は、当該額と取得した土地の価格の1/3に相当する額のいずれか大きい額）を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	13,755	2,137	3,228
73条の14	⑩		防災街区整備事業の施行に伴い防災施設建築物の一部等を取得した場合の課税標準の特例措置	防災街区整備事業の施行地区内に宅地等を有する者が、事業の施行に伴い当該宅地等に対応して与えられる不動産を取得した場合、不動産取得税の課税標準から従前の宅地等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	300,473	359,567	99,745
73条の27の2	①		個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合の税額の特例措置	個人が耐震基準不適合既存住宅を取得した場合において、その個人が、その耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に、耐震改修を行い、新耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、その耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課される税額から、その耐震基準不適合既存住宅が新築された時に施行されていた地方税法第73条の14①の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。	なし	税額			2,303

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
73条の27の3	①		不動産の取得から1年以内に、当該不動産以外の不動産を収用等されて補償金等を受けた場合の税額の特例措置	不動産を取得した者が1年以内に、当該不動産以外の不動産を公共事業の用に供するため収用されて補償金を受けた場合等において、当該不動産が被収用不動産に代わるものと認められるときは、税額から被収用不動産の価格に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。	なし	税額	65,016	23,046	82,849
73条の27の4	①		譲渡担保権者から当該譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転した場合の納税義務の免除	譲渡担保権者が譲渡担保財産を取得した場合において、当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に譲渡担保権者から設定者に譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者の当該譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	655,632	326,351	1,110,091
73条の27の5	①		再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い取得した建築施設の部分等に係る納税義務の免除	再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分又は公共施設の用に供する不動産を取得した場合において、建築工事の完了の公告があった日の翌日に、当該建築施設の部分又は当該不動産を譲受け予定者又は国若しくは地方公共団体が取得したときは、再開発会社に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	76,275	13,749	1,237
73条の27の6	①		農地利用集積円滑化団体等が農地等売買事業等の実施により取得した農地等に係る納税義務の免除	農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が、農地売買等事業等の実施により農用地区域内の農地等を取得した場合において、当該土地を取得の日から5年以内に当該事業の実施により売渡等したときは、農地利用集積円滑化団体等に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	28,896	24,824	29,999
73条の27の7	①		土地改良区が取得した換地計画において定められた換地に係る納税義務の免除	土地改良区が、土地改良法の規定による換地計画に基づき、一定の創設換地を最終取得者に代わって一時的に取得した場合において、当該換地を取得の日から2年以内に譲渡したときは、土地改良区に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	2,370	362	1,567
附10条の2	①		宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置	宅地建物取引業者等が売り渡す新築住宅について、当該新築住宅について最初の使用又は譲渡が行われない場合、当該新築住宅を取得したものとみなされて課税される時期を新築の日から1年とする。	H28. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	77,406,254	76,970,326	80,760,694
附10条の2	②		一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置	新築住宅用の土地に係る減額措置の適用がある期間について、土地の取得から住宅の新築までの期間を3年（当該住宅が居住の用に供するために独立的に区画された部分が100以上ある共同住宅等でやむを得ない事情があると都道府県知事が認めた場合は4年）以内とする。	H28. 3. 31	税額	6,753,802 (注)	6,770,720 (注)	7,907,937

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27.3.31現在)	適用期限 (H27.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
附 11 条	①		農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置	農用地利用集積計画に基づき農用地等を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/3を控除する（交換による取得の場合で、取得した土地の価格の1/3に相当する額よりも、交換により失った土地の価格の方が大きいときは、当該失った土地の価格を控除する）。	H29.3.31	課税標準 (不動産の価格)	1,812,526	1,727,256	1,727,658
附 11 条	②		高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置	高規格堤防の整備に係る事業の用地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該土地の上に従前の家屋の代替家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から従前の家屋の価格を控除する。	H28.3.31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	③		特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置	特定目的会社が資産の流動化に関する法律に規定する資産流動化計画に基づき不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から3/5を控除する。	H29.3.31	課税標準 (不動産の価格)	44,255,639	90,118,641	191,267,134
附 11 条	④		信託会社等が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	信託会社等が投資信託の引受けにより、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託約款に従い不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から3/5を控除する。 【平成27年度改正】 対象となる不動産に物流施設を追加	H29.3.31	課税標準 (不動産の価格)	299,839	237,918	565,877
附 11 条	⑤		投資法人が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	投資法人（Jリート）が投資信託及び投資法人に関する法律に規定する規約に従い不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から3/5を控除する。 【平成27年度改正】 対象となる不動産に物流施設を追加	H29.3.31	課税標準 (不動産の価格)	19,698,857	47,265,500	27,314,020
附 11 条	⑥		P F I 法に規定する選定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置	P F I 法に規定する選定事業者が国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により公共施設等の用に供する一定の家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	H32.3.31	課税標準 (不動産の価格)	308,926	0	38,151

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
附 11 条	⑦		都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき認定事業の用に供する不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/5を控除する(特定都市再生緊急整備地域にあっては、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する)。 【平成27年度改正】 ・都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したものの 価格に1/5を参酌して1/10以上3/10以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合を乗じて得た額を控除。 ・特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したものの 価格に1/2を参酌して2/5以上3/5以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合を乗じて得た額を控除。	H29. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	14, 477, 123	30, 120, 179	48, 843, 668
附 11 条	⑧		P F I 法に規定する選定事業者が取得する国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置	P F I 法に規定する選定事業者が政府の補助を受けて国立大学の校舎の用に供する家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	H32. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	556, 781	134, 760	0
附 11 条	⑨		医療提供施設の開設者が取得する周産期医療施設に係る課税標準の特例措置	医療法に規定する医療計画に定められた医療連携体制に関する事項に従って周産期医療を提供する医療提供施設の開設者が、周産期医療のための施設の用に供する不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から次の割合を控除する。 ・～H25. 3. 31 : 1/2 ・H25. 4. 1～H27. 3. 31 : 1/3 ・H27. 4. 1～H28. 3. 31 : 1/6	H28. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	1, 569, 460	2, 756, 550	560, 313
附 11 条	⑩		新築の認定長期優良住宅の取得に係る課税標準の特例措置	新築の長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1, 300万円を控除する。	H28. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	23, 277, 374	19, 132, 961	22, 408, 757
附 11 条	⑪		重要無形文化財の公演のための施設等の取得に係る課税標準の特例措置	公益社団・財団法人が文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための用に供する一定の不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
附 11 条	⑫		農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例措置	農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設を取得した場合には、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除する。 【平成27年度改正】 控除額の上限を2分の1とし、対象となる施設について沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第10号に掲げる資金の貸付けを受けて取得する施設を除外	H29. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	1, 579, 365	1, 328, 252	458, 082
附 11 条	⑬		新築のサービス付き高齢者住宅に係る課税標準の特例措置	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（床面積30㎡～240㎡）を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1,200万円控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	13, 300, 166	49, 070, 612	67, 333, 877
附 11 条	⑭		特例事業者が不動産特定共同事業により取得する不動産に係る課税標準の特例措置	不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が不動産特定共同事業計画に基づき不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)		0	0
附 11 条の 2	①		住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置	住宅及び土地の取得が行われた場合には、不動産取得税の標準税率を3%とする。	H30. 3. 31	税額	65, 173, 265	71, 102, 710 (注)	73, 906, 771
附 11 条の 4	①・ ②		心身障害者を多数雇用する事業所に係る税額の特例措置	心身障害者を多数雇用する事業所（障害者雇用割合が50%以上かつ20人以上障害者を雇用している事業所）の事業主が助成金の支給を受けて当該事業所の事業の用に供する施設を取得した場合（取得の日から3年以上事業の用に供した場合）には、不動産取得税の税額から1/10を減額する。	H29. 3. 31	税額	0	453 (注)	0
附 11 条の 4	③		新築のサービス付き高齢者住宅用として取得する土地に係る税額の特例措置	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（床面積30㎡～240㎡）の用に供する新築住宅用土地を取得した場合には、不動産取得税の税額から150万円又は床面積の2倍（200㎡を限度）に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額する。	H29. 3. 31	税額	9, 494	19, 859 (注)	46, 781
附 11 条の 5	①		宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置	宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で、当該土地とその状況が類似する宅地の価格に比準する価格によって決定されるもの）をいう。）を取得した場合には、不動産取得税の課税標準を1/2とする。	H30. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	6, 898, 964, 897	7, 286, 804, 130 (注)	7, 237, 039, 899
附 12 条	① ～ ④		贈与税納税猶予の適用農地等の取得に係る特例措置	農地等の生前一括贈与により受贈者が当該農地等を取得した場合には、不動産取得税の徴収を猶予する。	なし	税額	46, 783	43, 587 (注)	39, 906

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

(注) 修正報告等を反映。

○自動車取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27.3.31現在)	適用期限 (H27.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
附 12 条の 2 の 2	①		過疎バスの取得に係る非課税措置	地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難となっているものの運行に供するバスを取得した場合は、非課税とする。	H28.3.31	税額	11,768	13,217	11,860
附 12 条の 2 の 2	②		自動車取得税の時的的な非課税措置	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車(新車に限る。)について非課税とする。 【平成27年度改正】 最新の燃費基準に切り替え等を行った上で延長。	H29.3.31	税額	134,774,875	211,227,967	149,459,026
附 12 条の 2 の 3	②・③		自動車取得税の時的的な税率軽減措置	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車(新車に限る。)について税率を80%又は60%軽減する。 【平成27年度改正】 最新の燃費基準に切り替え等を行った上で、40%軽減及び20%軽減の区分を新設。	H29.3.31	税額	97,090,645	101,167,100	59,991,208
附 12 条の 2 の 5	①～③		中古車の取得に係る課税標準の特例措置	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車(新車を除く。)について、取得価額から45万円、30万円又は15万円を控除する。 【平成27年度改正】 最新の燃費基準に切り替え等を行った上で、課税標準額の控除の区分(45万円、35万円、25万円、15万円、5万円)を設定。	H29.3.31	課税標準 (自動車の取得価額)	55,860,800	122,728,350	152,574,750
附 12 条の 2 の 5	④～⑥		バリアフリー性能の優れた自動車の取得に係る課税標準の特例措置	・ノンステップバス(新車に限る。)について、取得価額から1,000万円を控除する。 ・リフト付きバス(新車に限る。)について、取得価額から650万円(乗車定員が30人未満のものにあつては200万円)を控除する。 ・ユニバーサルデザインタクシー(新車に限る。)について、取得価額から100万円を控除する。	H29.3.31	課税標準 (自動車の取得価額)	5,249,120	6,092,812	3,950,555
附 12 条の 2 の 5	⑦		衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラック等に係る課税標準の特例措置	衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラック、バス及び乗用車(乗車定員が10人のものに限る。)(新車に限る。)について、取得価額から350万円を控除する。 【平成27年度改正】 ・衝突被害軽減ブレーキを搭載した車両について、車両総重量が3.5t超8t以下のトラック及び車両総重量が5t以下のバス等を対象に追加。 ・車両安定性制御装置を搭載した車両総重量が3.5t超22t以下のトラック及び車両総重量が5t超12t以下のバス等を対象に追加。 ※両装置を搭載したバス・トラックについては、取得価額から525万円を控除。	H29.3.31	課税標準 (自動車の取得価額)	1,932,035	1,180,550	741,300

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」、「自動車取得税のエコカー減税に係る適用状況に関する調」を基に作成。

○軽油引取税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27.3.31現在)	適用期限 (H27.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
附 12 条 の 2 の 7	①		軽油引取税の課税免除の特例措置	船舶・鉄道・軌道車両・農業・林業等の動力源等の用に供する軽油の引取りに対して、免税証の交付等があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。 【平成27年度改正】 海上保安庁が設置し、及び管理する航路標識の電源の用途等、一部の用途を廃止	H30.3.31	税額	94,380,805	89,390,764	88,179,503

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○自動車税

根拠条文		措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項 号					24年度	25年度	26年度
附 12 条 の 3	① ～ ⑧	自動車税のグリーン化特例	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車について、新車新規登録の翌年度の税率を概ね75%又は50%軽減する措置を講ずる。 〔 ・平成24・25年度新車新規登録分 翌年度の税率を概ね50%又は25%軽減 ・平成22・23年度新車新規登録分 翌年度の税率を概ね50%軽減 〕 ・新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車について、その翌年度の税率を概ね15%（トラック及びバスは概ね10%）重課する。 〔 ・平成26年度以前課税分 概ね10%重課 〕 	H28. 3. 31	税額 (重課分)	24, 995, 049	25, 569, 881	26, 120, 724
					税額 (軽課分)	34, 595, 486	30, 830, 244	37, 189, 271
					税額 (合計)	9, 600, 437	5, 260, 363	11, 068, 547

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

※ 「税額（合計）」欄は、税額（軽課分）－税額（重課分）として算出。

○鉱区税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
180条	②		石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る税率の特例措置	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区についての鉱区税の税率を2/3に軽減する。	なし	税額	63,036	60,993	60,582

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○狩猟税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
700 条の 52	②	一	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録に対する税率の特例措置	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録に対する狩猟税の税率を1/4に軽減する。	なし	税額	223	161	199
700 条の 52	②	二	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区以外の場所等に係る狩猟者登録に対する税率の特例措置	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区以外の場所等に係る狩猟者登録に対する狩猟税の税率を3/4に軽減する。	なし	税額	0	0	0
附 32 条			対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における狩猟税の税率の特例措置	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における狩猟税の税率を1/2に軽減する。 【平成27年度改正】 現行1/2の軽減を課税免除とする。	H31. 3. 31	税額	40,126	80,651	140,172

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
349条の3	⑥		内航船舶に係る課税標準の特例措置	内航船舶(外航船舶及び準外航船舶以外の船舶で、専ら遊覧の用等に供する船舶等を除く。)に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	341,467,455	363,327,125	385,979,109
349条の3	⑦		離島航路事業の用に供する船舶に係る課税標準の特例措置	内航船舶(外航船舶及び準外航船舶以外の船舶で、専ら遊覧の用等に供する船舶等を除く。)のうち、離島航路整備法に規定する離島航路事業者が専ら離島航路事業の用に供するものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 349条の3⑥の規定により課税標準とされる額に1/3を乗じて得た額	なし	課税標準 (固定資産の価格)	10,480,333	13,170,827	11,378,742
349条の3	⑧		国際路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	国際路線に就航する一定の航空機で航空法の許可を受けた者が運航するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/5 (うち国際路線専用機 価格の1/10、国際路線準専用機 価格の2/15)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	522,129,353	562,718,405	566,759,043
349条の3	⑨		主として離島路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	主として一定の離島路線に就航する70トン未満の航空機で航空法の許可を受けた者が運航するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/3 その後の3年度分 価格の2/3 (うち30トン未満の小型航空機 無期限 価格の1/4)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,893,878	2,281,179	2,626,453
349条の3	⑩		日本放送協会の事業用資産に係る課税標準の特例措置	日本放送協会が事業の用に供する一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	176,818,654	177,571,572	179,057,029
349条の3	⑪		(独)日本原子力研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	(独)日本原子力研究開発機構が設置する原子力に関する基礎的研究業務等の用に供する設備及びこれらの設備を収容する家屋に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	22,981,260	22,874,481	21,376,418

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
349条の3	⑫		登録有形文化財等である家屋及びその敷地に係る課税標準の特例措置	登録有形文化財又は登録有形民俗文化財である家屋、登録記念物である家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地、重要文化的景観を形成している一定の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	5,058,763	6,124,857	6,834,477
349条の3	⑬		東北・北陸・九州新幹線の構築物に係る課税標準の特例措置	東北・北陸・九州新幹線に係る新たな営業路線の開業のために敷設された鉄道に係る線路設備、電路設備等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/6 その後の5年度分 価格の1/3 【平成27年度改正(平成27年度取得分から適用)】 特例の対象に北海道新幹線を加える。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	1,080,892,296	917,266,882	859,170,633
349条の3	⑭		青函トンネル又は本州四国連絡橋に係る鉄道施設に係る課税標準の特例措置	青函トンネル又は本州四国連絡橋に係る鉄道施設の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/6 ※349条の3②又は⑦の規定の適用を受ける償却資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の1/6 【平成27年度改正(平成27年度取得分から適用)】 特例の対象に北海道新幹線(津軽海峡線と共用する区間に限る)を加える。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	187,421,546	177,208,844	169,986,496
349条の3	⑮		公共用水域に係る事業の施行に伴い新設等された鉄軌道の橋りょうの線路設備等に係る課税標準の特例措置	河川その他公共用水域に係る事業の施行に伴う橋りょうの新設等により鉄軌道事業者、軌道経営者が敷設した事業用の線路設備又は電路設備に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3 その後の5年度分 価格の5/6 うち河川管理者による事業の施行により敷設された線路設備等 最初の5年度分 価格の1/6 その後の5年度分 価格の1/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	77,099,502	72,660,587	76,614,277
349条の3	⑯		(独)宇宙航空研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(独)宇宙航空研究開発機構が所有し、かつ直接人工衛星等の開発及びこれに必要な施設等の開発業務等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	10,328,332	8,247,969	11,648,203

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
349条の3	⑰		(独)海洋研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(独)海洋研究開発機構が所有し、かつ直接海洋に関する基盤的研究開発業務等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4,091,065	4,741,911	11,574,201
349条の3	⑱		熱供給事業者が新設した熱供給事業用の償却資産に係る課税標準の特例措置	熱供給事業者が新設した熱交換設備、給排水設備、制御設備等の熱供給事業用の一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3 【平成27年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	46,929,353	52,490,615	48,468,831
349条の3	⑲		(独)水資源機構がダム等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	(独)水資源機構が所有するダム等の用に供する一定の家屋及び償却資産のうち水道又は工業用水道の用に供するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/2 その後の5年度分 価格の3/4	なし	課税標準 (固定資産の価格)	60,239,614	53,181,996	40,993,054
349条の3	㉑		JR旅客会社等から無償譲渡を受けた特定地方交通線等に係る固定資産に係る課税標準の特例措置	JR旅客会社から特定地方交通線に係る鉄道施設の無償譲渡を受けた者、旧日本国有鉄道清算事業団又は(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構から鉄道施設の無償譲渡を受けた者が当該譲渡により取得し鉄道事業の用に供する固定資産(宿舍等を除く。)に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/4 ※349条の3②、⑮又は㉑の規定の適用を受ける償却資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の1/4 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	112,549,071	111,159,172	105,855,244
349条の3	㉒		(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構が所有し、かつ直接石油代替エネルギー技術の開発及び基盤技術研究に関する業務等の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	23,179,146	23,416,487	24,070,950
349条の3	㉓		(独)科学技術振興機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(独)科学技術振興機構が所有し、かつ直接新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	7,747,650	5,058,499	5,225,831

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
349条の3	㉓		(独)農業・食品産業技術総合研究機構の業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	(独)農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ直接農機具の改良に関する試験研究等の用に供する一定の土地に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/3 (うちほ場の用に供するもの 価格の1/6) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	5,067,712	5,241,391	4,982,376
349条の3	㉔		新関西国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	新関西国際空港株式会社が所有し、又は空港用地の造成事業者から借り受ける固定資産のうち、直接滑走路等の用に供する土地等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	89,491,629	128,882,670	123,939,685
349条の3	㉕		特定鉄道事業者により新たに敷設された特定鉄道の線路設備等に係る課税標準の特例措置	特定鉄道事業者が新たに敷設した特定鉄道の路線に係る線路設備、電路設備等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/4 その後の5年度分 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	99,930,411	95,139,047	88,271,542
349条の3	㉖		信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る課税標準の特例措置	信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の3/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	215,867,357	219,430,701	222,297,551
349条の3	㉗		鉄道事業者等により新たに建設された変電所に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構により新たに建設された変電所の用に供する償却資産でその鉄道事業者等がその事業の用に供する一定のものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の3/5 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	25,502,562	24,647,814	18,544,676
349条の3	㉘		中部国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	中部国際空港株式会社が所有し、かつ直接中部国際空港の設置管理業務等の用に供する一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	25,967,918	24,542,669	23,042,101

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
349条の3	㊸		外国貿易船による物品運送用コンテナに係る課税標準の特例措置	外国貿易のため外国航路に就航する船舶による物品運送の用に供される一定のコンテナに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の4/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	5,593,360	4,204,494	3,123,288
附15条	①		倉庫業者等が新增設した流通機能の高度化に寄与する等の倉庫等に係る課税標準の特例措置	倉庫業者が新增設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫又は附属機械設備に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 倉庫 最初の5年度分 価格の1/2 倉庫の附属機械設備 最初の5年度分 価格の3/4 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成27年度改正(平成27年度取得分から適用)】 対象となる特定倉庫のうち一般倉庫の規模要件を3,000平方メートル以上(現行1,500平方メートル以上)(多階建て6,000平方メートル以上(現行3,000平方メートル以上))、冷蔵倉庫の規模要件を6,000立方メートル以上(現行3,000立方メートル以上)に変更	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	33,380,991	31,232,062	30,593,540
附15条	②		公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置	次に掲げる公害防止施設に対する固定資産税の課税標準額を、それぞれ次のとおりとする。 ①水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場、事業場の汚水又は廃液の処理施設等 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/3 (ロ) その他の資産 1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 ②大気汚染防止法に規定する指定物質排出施設から排出、飛散する指定物質の排出、飛散の抑制に資する施設 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 ③フッ素系溶剤に係る活性炭利用吸着式処理装置を含むドライクリーニング機 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 ④ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場 価格の1/2 ⑤産業廃棄物処理施設 価格の1/3 ⑥公共下水道の使用者が設置した除害施設 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 3/4 (ロ) その他の資産 3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H28.3.31 (⑥のみH30.3.31)	課税標準 (固定資産の価格)	568,660,783	516,557,397	501,396,644

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
附 15 条	③		国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	<p>航空法の許可を受けた者が運航する一定の航空機に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。</p> <p>① 最大離陸重量30t未満で特に地方的な路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機 最初の5年度分 価格の1/4</p> <p>② 最大離陸重量30t以上50t未満で特に地方的な路線の就航割合が3分の2以上の航空機 最初の1年度分 価格の3/8 その後4年度分 価格の2/5</p> <p>③ 最大離陸重量200t未満で地方路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機 最初の5年度分 価格の2/5</p> <p>④ 上記①～②のいずれにも該当しない航空機 最初の3年度分 価格の2/3</p> <p>※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。</p>	H27年度	課税標準 (固定資産の価格)	113,236,794	180,925,723	254,052,387
附 15 条	④		心身障害者多数雇用事業所の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	<p>心身障害者を多数雇用する事業所(障害者雇用割合が50%以上かつ20人以上障害者を雇用している事業所)の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等を受けて取得した当該事業所の事業の用に供する一定の家屋に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。</p> <p>最初の5年度分 価格の5/6</p>	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	107,516	160,111	87,927
附 15 条	⑤		沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	<p>沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。</p> <p>価格の2/3</p> <p>※349条の3①に規定する償却資産にあつては、価格の2/3に同項に定める率を乗じて得た額</p>	H31年度	課税標準 (固定資産の価格)	71,925,535	95,210,221	95,572,611
附 15 条	⑥		地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	<p>地震防災対策強化区域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において新たに取得された地震防災対策の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。</p> <p>最初の3年度分 価格の2/3</p>	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	134,510	42,889	39,742
附 15 条	⑦		JR貨物が取得した新規製造車両(機関車、コンテナ貨車)に係る課税標準の特例措置	<p>JR貨物が取得し、業務の用に供する一定の新規製造車両(機関車、コンテナ貨車)に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。</p> <p>最初の5年度分 価格の3/5</p> <p>※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。</p>	H28. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	17,052,335	14,435,932	11,823,992

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
附 15 条	⑧		特定都市河川浸水被害対策に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置	特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事により設置された一定の雨水貯留浸透施設に対する固定資産税の課税標準額を価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 2/3 (ロ) その他の資産 2/3を参照して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成27年度改正(平成27年度取得分から適用)】 施設の所有者から、一定の書類を添付して、市町村長に申告がされた場合に限り、適用する。	H30. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	23, 591	30, 467	37, 556
附 15 条	⑨		低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置	燃料電池自動車に水素を充てんするための設備、又は専ら天然ガス自動車に可燃性天然ガスを充てんするための設備で、新たに取得されたものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の2/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成27年度改正(平成27年度取得分から適用)】 対象となる燃料電池自動車用可燃性天然ガス充填設備の取得価額要件 2,000 万円以上⇒4,000 万円以上	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	421, 958	269, 789	234, 063
附 15 条	⑩		国際船舶に係る課税標準の特例措置	主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶であって、海上運送法に規定する国際船舶であるものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 349条の3⑤の規定により課税標準とされる額に1/3を乗じて得た額	H29年度	課税標準 (固定資産の価格)	32, 486, 540	35, 504, 331	37, 657, 483
附 15 条	⑪		整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る課税標準の特例措置	整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から特定鉄道事業者に譲渡された並行在来線に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の20年度分 価格の1/2 ※349条の3②、⑮又は⑰の規定の適用を受ける償却資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の1/2	H28. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	8, 239, 049	8, 264, 828	8, 185, 979

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
附 15 条	⑫		鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	9, 983, 534	11, 433, 522	14, 128, 897
附 15 条	⑬		鉄道事業者等が取得した低床型の新造車両に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者が取得し、事業の用に供する新造車両で、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特殊な構造を有するもの(低床型新造車両)に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成27年度改正(平成27年度取得分から適用)】 対象となる低床型車両の客室に係る床面の全部又は一部の高さの要件 400ミリメートル以内⇒500ミリメートル以内	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	1, 772, 212	1, 209, 188	1, 263, 382
附 15 条	⑭		鉄道事業者等が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者が取得等した新規製造客車で、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギー使用の合理化に資するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3 (省令で定める事業者等が取得した車両 価格の3/5) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成27年度改正(平成27年度取得分から適用)】 輸送力増強車両に代替車両と同様の環境要件を加える。	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	181, 594, 958	149, 720, 605	119, 338, 798
附 15 条	⑮		P F I 法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業(国・地方公共団体がその事務・事業として実施するものであることを証明したものに限り)により取得した家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	15, 066, 160	15, 026, 414	13, 808, 923

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
附 15 条	⑯		認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に基づく認定事業者が、都市再生事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の3/5 (特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したも 価格の1/2) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成27年度改正(平成27年度取得分から適用)】 ・都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したも 最初の5年度分 価格に3/5を参照して1/2以上7/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 (大臣配分資産又は知事配分資産 価格の3/5) ・特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したも 最初の5年度分 価格に1/2を参照して2/5以上3/5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 (大臣配分資産又は知事配分資産 価格の1/2)	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	9,949,438	3,061,129	4,107,709
附 15 条	⑰		成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	成田国際空港株式会社が所有し、かつ直接滑走路等又は航空保安施設の用に供する土地等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の5/6	H27年度	課税標準 (固定資産の価格)	47,837,694	47,405,614	40,981,321
附 15 条	⑱		P F I 法の選定事業者が取得した国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業において、政府の補助を受けて取得した国立大学法人の校舎の用に供する一定の家屋又は償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	68,926	722,348	839,694
附 15 条	⑲		鉄道事業者等が都市鉄道利便増進事業により取得した施設等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、鉄軌道施設の貸付を行う法人が都市鉄道利便増進事業により取得した都市鉄道施設・駅附帯施設の用に供する一定の家屋・償却資産に係る固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	62,680	433,338	729,793

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
附 15 条	⑳		指定会社等が外貿埠頭公社から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	外貿埠頭公社の民営化に伴い、特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定会社等が、外貿埠頭公社からの出資により取得した一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の1/2 (旧公団からの承継資産にあつては3/5)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	54,760,937	61,187,847	55,195,653
附 15 条	㉑		日本郵政公社から承継された固定資産に係る課税標準の特例措置	日本郵便株式会社が所有する固定資産のうち、日本郵政公社の出資に係るものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の3/5	H27年度	課税標準 (固定資産の価格)	548,241,908	363,167,175	364,606,208
附 15 条	㉒		鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の家屋又は償却資産のうち政府の補助を受けて取得したものである固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/4	H28. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	626,655	569,740	847,926
附 15 条	㉓		バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づく認定生産製造連携事業計画に従って一定のバイオ燃料を製造する事業者が新たに設置するバイオ燃料製造設備に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2	H28. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	749,521	394,518	288,104
附 15 条	㉔		公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設等に係る課税標準の特例措置	公益社団・財団法人が所有する施設であつて、重要無形文化財の公演のための専用の施設の用に供する土地及び家屋に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H28年度	課税標準 (固定資産の価格)	231,625	389,392	389,392
附 15 条	㉕		排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に規定する一定の特定特殊自動車に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2	H28. 9. 30	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条	㉖		国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾の港湾運営会社が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した一定の荷さばき施設等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 国際戦略港湾において 価格の1/2 一定の国際拠点港湾において 価格の2/3	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	2,128,679

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
附 15 条	⑳		津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	臨港地区において、津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき取得した港湾施設等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の4年度分 価格の1/2 【平成27年度改正(平成27年度取得分から適用)】 対象資産の護岸を、津波対策のために高さを確保したものに限る。	H28. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	㉘	㉙	津波避難施設に係る課税標準の特例措置	平成27年3月31日までに市町村と締結した管理協定の対象となった協定避難施設に係る協定避難用部分又は一定の避難の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 管理協定を締結した日又は償却資産を取得した日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分 価格の1/2 【平成27年度改正(平成27年4月1日以後の取得分から適用)】 平成30年3月31日までに市町村と締結した管理協定の対象となった協定避難施設に係る協定避難用部分又は一定の避難の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 管理協定を締結した日又は償却資産を取得した日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分 価格の1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	H30. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	㉚		鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得する停車場建物又は停車場設備等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	H28. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	385,984	1,626,156
附 15 条	㉛		再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスに限る)に係る固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の2/3	H28. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	14,801,771	296,137,364

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
附 15 条	③②		コージェネレーション設備に係る課税標準の特例措置	一定の熱電併給型動力発生装置(コージェネレーション設備)に係る固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 5/6 【平成27年度改正(平成27年度取得分から適用)】 法人税等における生産性向上設備投資促進税制の対象要件とされている産業競争力強化法に規定する生産性向上設備等に係る一定の設備要件を追加	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	512, 525
附 15 条	③③		首都直下地震・南海トラフ地震に備えた駅、路線の耐震補強工事により取得した償却資産に係る課税標準の特例措置	鉄軌道事業者が鉄道施設等の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 2/3	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	473, 345
附 15 条	③④		都市再生安全確保計画に記載された都市再生安全確保施設に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に規定する都市再生安全確保計画に基づき整備する都市再生安全確保施設のうち、同法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫の用に供する家屋に係る固定資産税について、課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	0
附 15 条	③⑤		資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	港湾法に規定する特定貨物輸入拠点港湾に指定された港湾において、政府の補助を受けて取得した荷さばき施設等に係る固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の2/3	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	0
附 15 条	③⑥		放送ネットワーク災害対策用設備に係る課税標準の特例措置	放送法に規定する基幹放送事業者等が取得した基幹放送設備等のうち、ラジオ放送による災害の場合の放送の確実な実施に著しく資する一定のものに対して課する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の3/4	H28. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条	③⑦		浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	水防法に規定する浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が同法に規定する浸水防止計画に基づき取得した当該地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための一定の設備に対して課する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大匠配分又は知事配分資産 2/3 (ロ) その他の資産 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 【平成27年度改正(平成27年度取得分から適用)】 対象区域を水防法改正後の洪水浸水想定区域とする。	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
附 15 条	⑳		ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置	冷媒として自然冷媒(アンモニア、空気、二酸化炭素又は水)のみを使用する一定の業務用冷凍・冷蔵機器に対して課する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 3/4 (ロ) その他の資産 3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条	㉑		国家戦略特区における特定研究開発事業の用に供する設備に係る課税標準の特例措置	国家戦略特別区域法に規定する認定区域計画に特定研究開発事業の実施主体として定められた者が、国家戦略特別区域の区域内において事業実施計画に基づき取得した当該特定研究開発事業の用に供する一定の機械その他の設備(法人税の即時償却の対象となるものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2	H28. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条	㉒		認定誘導事業者が認定誘導事業により取得した一定の公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の4/5	H28. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条の 2	①		JR等が国鉄から承継した固定資産等に係る課税標準の特例措置	次に掲げる固定資産のうち、国鉄改革前において旧市町村納付金の一定の特例措置の適用があったものに対する固定資産税の課税標準額について、当該特例措置(償却資産の区分に応じ、1/6~3/4)と同等の特例措置を講じる。 ①JR各社が国鉄から承継した鉄道事業用資産 ②(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有し、かつJR各社に有償で貸し付けている鉄道の用に供する固定資産のうち、国鉄改革前に国鉄に有償で貸し付けていたもの	なし	課税標準 (固定資産の価格)	204, 378, 080	193, 439, 928	179, 829, 094
附 15 条の 2	②		JR北海道等が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置	JR北海道、JR四国又はJR九州が所有し、又は借り受け、若しくは利用する一定の固定資産で、直接その本来の事業の用に供するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2 ※349条の3②、⑬から⑮まで若しくは⑰、附15条⑱若しくは⑳又は附15条の2①の規定の適用を受ける固定資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の1/2	H28年度	課税標準 (固定資産の価格)	515, 810, 031	510, 914, 556	503, 288, 720

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
附 15 条の 3			JR北海道等が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	JR北海道、JR四国、JR九州又はJR貨物が所有する国鉄から承継した一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の3/5 ※附15条の2①又は附15条の2②の規定の適用を受ける固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の3/5	H28年度	課税標準 (固定資産の価格)	142,328,458	140,735,645	138,527,420
附 15 条の 6			新築住宅に係る税額の減額措置	新築住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の3年度分 1/2 (地上階数3以上の中高層耐火建築物であるものについては最初の5年度分)	H28. 3. 31	税額	102,059,039	97,089,140	95,421,675
附 15 条の 7			新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置	新築の長期優良住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の5年度分 1/2 (地上階数3以上の中高層耐火建築物であるものについては最初の7年度分)	H28. 3. 31	税額	10,887,874	16,103,509	22,163,681
附 15 条の 8	①		特定市街化区域農地の所有者等が新築した貸家住宅に係る税額の減額措置	特定市街化区域農地(三大都市圏の特定市における市街化区域内の農地)の所有者等が当該農地の上に中高層耐火建築物である貸家住宅を新築し、かつ貸家の用に供している場合、当該貸家住宅の敷地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われた土地であると市町村長が認めるときは、当該貸家住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 第一種中高層耐火建築物(地上階数4以上) 最初の3年度分 2/3 その後の2年度分 1/2 第二種中高層耐火建築物(地上階数3) 最初の3年度分 2/3 その後の2年度分 1/2 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成27年度改正(平成27年度新築分から適用)】 ・減額割合の引下げ 貸家住宅に係る固定資産税の減額割合を最初の3年度分2/3減額、その後2年度分1/2減額⇒最初の2年度分2/3減額、その後3年度分1/2減額	H30. 3. 31	税額	414,742	343,079	293,404

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
附 15 条 の 8	②		特定市街化区域農地の所有者等が新築する貸家住宅の用に供する旧農地に係る税額の減額措置	特定市街化区域農地の所有者等が転用を届け出た当該特定市街化区域農地(旧農地)の上に貸家住宅を新築し、かつ貸家の用に供している場合、当該貸家住宅の敷地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われた土地であると市町村長が認めるときは、当該旧農地に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の3年度分 1/6 【平成27年度改正(平成27年度新築分から適用)】 ・減額割合の引下げ 貸家住宅に係る固定資産税の減額割合を最初の3年度分1/6減額⇒最初の3年度分1/12減額	H30. 3. 31	税額	14, 467	14, 802	16, 595
附 15 条 の 8	③		市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	市街地再開発事業の施行に伴い、新築された都市再開発法に規定する施設建築物の一部が従前の権利者に与えられた場合、当該家屋に対して課する固定資産税について、次の割合を減額する。 一定の要件を満たす住宅である場合 居住用の部分 最初の5年度分 2/3 非居住用の部分 最初の5年度分 1/3 ※(都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴う場合は1/4) 住宅以外の家屋である場合 最初の5年間 1/3 ※(都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴う場合は1/4)	H29. 3. 31	税額	606, 198	526, 249	619, 248
附 15 条 の 8	④		新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る税額の減額措置	一定のサービス付き高齢者向け住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の5年度分 2/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成27年度改正(平成27年度新築分から適用)】 ・減額割合の見直し(改正前 価格の2/3) 価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を減額する。	H29. 3. 31	税額	296, 596	763, 676	1, 541, 247
附 15 条 の 8	⑤		防災街区整備事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	防災街区整備事業の施行に伴い、新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する施設建築物の一部が従前の権利者に与えられた場合、当該家屋に対して課する固定資産税について、次の割合を減額する。 一定の要件を満たす住宅である場合 居住用の部分 最初の5年度分 2/3 非居住用の部分 最初の5年度分 1/3 住宅以外の家屋である場合 最初の5年間 1/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H29. 3. 31	税額	2, 634	3, 404	7, 536

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
附 15 条の 9	① ～ ③		耐震改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち新たに一定の耐震改修が行われたもので、耐震基準に適合することが証明されたものに対して課する固定資産税について、改修工事完了時期に応じた次の年度分限り、1/2を減額する。 H18.1.1からH21.12.31に改修した場合 3年度分 H22.1.1からH24.12.31に改修した場合 2年度分 H25.1.1からH27.12.31に改修した場合 1年度分(通行障害既存耐震不適格建築物は2年度分)	H27. 12. 31	税額	295, 434	245, 165	217, 035
附 15 条の 9	④ ～ ⑧		バリアフリー改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	平成19年1月1日以前から所在する住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分においてバリアフリー改修工事が行われたもので高齢者等が居住しているものに対して課する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の1年度分 1/3	H28. 3. 31	税額	28, 231	31, 270	29, 999
附 15 条の 9	⑨ ～ ⑫		省エネ改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	平成20年1月1日以前から所在する住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分において省エネ改修工事が行われたものに対して課する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の1年度分 1/3	H28. 3. 31	税額	78, 819	100, 879	32, 199
附 15 条の 10	① ～ ③		耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の減額措置	建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物のうち、新たに政府の補助を受けて一定の耐震改修が行われたもので、耐震基準に適合することが証明されたものに対して課する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の2年度分 1/2(耐震改修費用の2.5%まで)	H29. 3. 31	税額			0

※ 「総務大臣が決定した償却資産の価格等に基づき算定した適用額の集計」、「固定資産の価格等の概要調書」、「大規模の償却資産に関する概要調書」及び「道府県知事が価格等を決定し、配分した償却資産に関する調」を基に作成。

※ 適用期限については、例えば「H28. 3. 31」となっているものは、平成28年3月31日までに取得等された固定資産に対して特例措置の適用があり「H28年度」となっているものは、対象となる固定資産の平成28年度分までの各年度分の固定資産税に関して特例措置の適用があるもの。

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (㎡、千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
701 条の 41	①	一	協同組合等の事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	協同組合等が事業の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	4,346,109 [2,607,665千円]	4,335,121 [2,601,073千円]	4,407,141 [2,644,285千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	391,264,073	392,972,545	393,854,393
701 条の 41	①	二	専修学校、各種学校の教育用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	専修学校又は各種学校において直接教育の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	48,345 [29,007千円]	69,461 [41,677千円]	48,098 [28,859千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	411,139	257,858	260,291
701 条の 41	①	三	ばい煙等の処理その他公害防止又は資源有効利用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	560,315 [336,189千円]	523,136 [313,882千円]	507,355 [304,413千円]
701 条の 41	①	四	産業廃棄物の収集、運搬、処分その他公害防止又は資源有効利用事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	産業廃棄物の収集、運搬又は処分その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4、従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	1,408,039 [844,823千円]	1,437,494 [862,496千円]	1,431,557 [858,934千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	7,390,446	7,956,644	7,768,778
701 条の 41	①	五	家畜市場の資産割に係る課税標準の特例措置	家畜市場について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	5,354 [3,212千円]	5,251 [3,151千円]	5,251 [3,151千円]
701 条の 41	①	六	生鮮食料品の価格安定目的施設の資産割に係る課税標準の特例措置	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	7,616 [4,570千円]	8,852 [5,311千円]	10,065 [6,039千円]
701 条の 41	①	七	みそ、しょうゆ、食用酢、酒税法に基づく酒類の製造業者の製造用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	839,977 [503,986千円]	803,381 [482,029千円]	800,663 [480,398千円]

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (㎡、千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
701条の41	①	八	木材取引市場、製材等の加工業者又は木材の販売業者の事業用木材保管施設の資産割に係る課税標準の特例措置	木材取引のために開設される市場又は製材、合板の製造、その他の木材の加工を業とする者若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	483,593 [290,156千円]	517,322 [310,393千円] (注)	521,859 [313,115千円]
701条の41	①	九	ホテル、旅館の営業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	ホテル営業又は旅館営業の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	7,458,485 [4,475,091千円]	7,499,022 [4,499,413千円]	7,444,351 [4,466,611千円]
701条の41	①	十	港湾施設のうち港務通信施設、旅客施設、船舶役務用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	港務通信施設、旅客施設、船舶役務用施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	41,607 [24,964千円]	40,204 [24,122千円]	34,968 [20,981千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	232,432	259,560	252,144
701条の41	①	十一	港湾施設のうち上屋、倉庫の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	港湾施設のうち上屋及び倉庫業者の事業の用に供する倉庫について、事業所税の資産割の課税標準を3/4、従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	6,494,635 [3,896,781千円]	6,589,028 [3,953,417千円]	6,700,607 [4,020,364千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	8,413,957	8,360,933	8,468,315
701条の41	①	十二	外国貿易のため外国航路に就航する船舶の運送コンテナ貨物荷さばき用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	7,900 [4,740千円]	11,715 [7,029千円]	11,454 [6,872千円]
701条の41	①	十三	一般港湾運送事業、港湾荷役事業用上屋の資産割に係る課税標準の特例措置	一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	407,226 [244,336千円]	279,091 [167,455千円]	307,220 [184,332千円]
701条の41	①	十四	倉庫業者の事業用倉庫の資産割に係る課税標準の特例措置	倉庫業者が事業の用に供する倉庫について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	17,257,697 [10,354,618千円]	17,681,091 [10,608,655千円]	18,170,550 [10,902,330千円]

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (㎡、千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
701条の41	①	十五	タクシー事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	タクシー事業の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	538,336 [323,002千円]	526,636 [315,982千円]	520,971 [312,583千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	143,053,637	134,086,842	133,812,326
701条の41	①	十六	公共飛行場設置施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	公共飛行場設置施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	351,801 [211,081千円]	365,082 [219,049千円]	361,908 [217,145千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	63,971,271	62,241,021	67,529,957
701条の41	①	十七	流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、倉庫、上屋、道路貨物運送業用店舗等の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、倉庫、上屋、道路貨物運送業の用に供する店舗等について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	904,441 [542,665千円]	883,845 [530,307千円]	925,225 [555,135千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	6,401,079	6,489,514	7,458,719
701条の41	①	十八	流通業務地区内に設置される倉庫業者の事業用倉庫の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	流通業務地区内に設置される倉庫業者の事業の用に供する倉庫に係る事業所税の資産割の課税標準を3/4、従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	797,046 [478,228千円]	754,972 [452,983千円]	766,057 [459,634千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	1,070,293	1,759,180	1,729,544
701条の41	①	十九	特定信書便事業者の事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	特定信書便事業者の事業の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	1 [1千円]	0	0
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	41,478	0	0
701条の41	②		心身障害者を多数雇用する事業所等の資産割に係る課税標準の特例措置	障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給に係る施設又は設備に係る事業所等で、雇用する障害者の数が10人以上であり、かつ、障害者の割合が1/2以上である事業所等について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	34,405 [20,643千円]	35,035 [21,021千円]	32,706 [19,624千円]

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (㎡、千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
附 33 条	①		沖縄の特定民間観光関連施設の資産割に係る課税標準の特例措置	平成29年3月31日までに新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	0	0	0
附 33 条	②		沖縄の情報通信産業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置	平成29年3月31日までに新設された情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	2, 129 [1, 277千円]	2, 473 [1, 484千円]	8, 737 [5, 242千円]
附 33 条	③		沖縄の産業高度化・事業革新促進事業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置	平成29年3月31日までに新設された製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	0	0	0
附 33 条	④		沖縄の国際物流拠点産業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	平成29年3月31日までに新設された国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	0	0 (注)	0
附 33 条	⑤		特定農産加工業経営改善措置事業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設について、法人にあっては平成28年3月31日までに終了する事業年度分、個人にあっては平成28年分までに限り、事業所税の資産割の課税標準を1/4控除する。	H28. 3. 31 (法人) H28年分 (個人)	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	120, 571 [72, 343千円]	122, 324 [73, 394千円] (注)	124, 298 [74, 579千円]

※ 「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

※ 適用額の総額のうち[]内の数値は、課税標準(事業所床面積(㎡))に600円/㎡の税率を乗じたものである。

(注) 修正報告を反映。

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
702条	②		日本放送協会の事業用資産に係る課税標準の特例措置	日本放送協会が事業の用に供する一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	80,630,644	79,760,859	79,748,317
702条	②		(独)日本原子力研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	(独)日本原子力研究開発機構が設置する原子力に関する基礎的研究業務等の用に供する設備を収容する家屋に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,374,515	4,598,725	4,128,144
702条	②		登録有形文化財等である家屋及びその敷地に係る課税標準の特例措置	登録有形文化財又は登録有形民俗文化財である家屋、登録記念物である家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地、重要文化的景観を形成している一定の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4,231,265	5,277,631	5,456,841
702条	②		(独)農業・食品産業技術総合研究機構の業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	(独)農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ直接農機具の改良に関する試験研究等の用に供する一定の土地に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/3 (うちほ場の用に供するもの 価格の1/6) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4,987,247	4,943,162	4,907,028
702条	②		新関西国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	新関西国際空港株式会社が所有し、又は指定会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	11,958,373	34,631,932	34,386,730
702条	②		信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る課税標準の特例措置	信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の3/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	173,462,232	178,208,728	179,305,040
702条	②		中部国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	中部国際空港株式会社が所有し、かつ直接中部国際空港の設置管理業務等の用に供する一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,519,028	2,368,275	2,345,298

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27. 3. 31現在)	適用期限 (H27. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
附 15 条	①		倉庫業者等が新增設した流通機能の高度化に寄与する等の倉庫等に係る課税標準の特例措置	倉庫業者が新增設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 倉庫 最初の5年度分 価格の1/2 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成27年度改正(平成27年度取得分から適用)】 対象となる特定倉庫のうち一般倉庫の規模要件を3,000平方メートル以上(現行1,500平方メートル以上)(多階建て6,000平方メートル以上(現行3,000平方メートル以上))、冷蔵倉庫の規模要件を6,000立方メートル以上(現行3,000立方メートル以上)に変更	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	18, 204, 792	19, 395, 089	20, 325, 153
附 15 条	⑪		整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る課税標準の特例措置	整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から特定鉄道事業者に譲渡された並行在来線に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の20年度分 価格の1/2	H28. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	2, 360, 143	2, 063, 069	2, 270, 126
附 15 条	⑮		P F I 法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業(国・地方公共団体がその事務・事業として実施するものであることを証明したものに限り)により取得した家屋に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	2, 567, 376	2, 567, 376	2, 567, 376
附 15 条	⑯		認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に基づく認定事業者が、都市再生事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の3/5 (特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したもの 価格の1/2) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成27年度改正(平成27年度取得分から適用)】 ・都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したもの 最初の5年度分 価格に3/5を参照して1/2以上7/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 (大臣配分資産又は知事配分資産 価格の3/5) ・特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したもの 最初の5年度分 価格に1/2を参照して2/5以上3/5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 (大臣配分資産又は知事配分資産 価格の1/2)	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	7, 852, 444	2, 343, 642	2, 757, 978

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27.3.31現在)	適用期限 (H27.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
附 15 条	⑰		成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	成田国際空港株式会社が所有し、かつ直接滑走路等又は航空保安施設の用に供する土地等に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の5/6	H27年度	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	⑱		P F I 法の選定事業者が取得した国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業において、政府の補助を受けて取得した国立大学法人の校舎の用に供する一定の家屋に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H32.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	68,926	483,565	616,667
附 15 条	⑲		鉄道事業者等が都市鉄道利便増進事業により取得した施設等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、鉄軌道施設の貸付を行う法人が都市鉄道利便増進事業により取得した都市鉄道施設・駅附帯施設の用に供する一定の家屋に係る都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	H29.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	6,171	25,111	25,111
附 15 条	㉓		指定会社等が外貨埠頭公社から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	外貨埠頭公社の民営化に伴い、特定外貨埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定会社等が、外貨埠頭公社からの出資により取得した一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の1/2 (旧公団からの承継資産にあつては3/5)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	31,740,437	32,639,581	30,024,210
附 15 条	㉔		日本郵政公社から承継された固定資産に係る課税標準の特例措置	日本郵便株式会社が所有する固定資産のうち、日本郵政公社の出資に係るものに対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の3/5	H27年度	課税標準 (固定資産の価格)	441,771,995	262,016,199	283,107,186
附 15 条	㉕		鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の家屋のうち政府の補助を受けて取得したものに対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/4	H28.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	㉖		公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設等に係る課税標準の特例措置	公益社団・財団法人が所有する施設であつて、重要無形文化財の公演のための専用の施設の用に供する土地及び家屋に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H28年度	課税標準 (固定資産の価格)	231,625	328,978	398,089

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H27.3.31現在)	適用期限 (H27.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					24年度	25年度	26年度
附 15 条	⑳		国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾の港湾運営会社が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した一定の荷さばき施設等に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 国際戦略港湾において 価格の1/2 一定の国際拠点港湾において 価格の2/3	H29.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	㉑		鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得する停車場建物又は停車場設備等に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	H28.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	0	47,952	151,661
附 15 条	㉒		都市再生安全確保計画に記載された都市再生安全確保施設に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に規定する都市再生安全確保計画に基づき整備する都市再生安全確保施設のうち、同法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫の用に供する家屋に係る都市計画税について、課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格に2/3を参照して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	H29.3.31	課税標準 (固定資産の価格)		0	0
附 15 条	㉓		資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	港湾法に規定する特定貨物輸入拠点港湾に指定された港湾において、政府の補助を受けて取得した荷さばき施設等に係る都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の2/3	H29.3.31	課税標準 (固定資産の価格)		0	0
附 15 条	㉔		認定誘導事業者が認定誘導事業により取得した一定の公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対して課する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の4/5	H28.3.31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条の 2	②		JR北海道等が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置	JR北海道、JR四国又はJR九州が所有し、又は借り受け、若しくは利用する一定の固定資産で、直接その本来の事業の用に供するものに対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H28年度	課税標準 (固定資産の価格)	87,648,538	88,002,640	85,329,086
附 15 条の 3			JR北海道等が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	JR北海道、JR四国、JR九州又はJR貨物が所有する国鉄から承継した一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の3/5 ※附15条の2①又は附15条の2②の規定の適用を受ける固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の3/5	H28年度	課税標準 (固定資産の価格)	105,726,335	97,420,429 (注)	93,060,880

※ 「市町村交付金及び都市計画税に関する調」を基に作成。

(注) 修正報告を反映。

2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税）の状況

財務大臣による適用実態調査の結果に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額は、次のとおりである。

なお、租税特別措置の根拠条文や制度の概要については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を参照されたい。

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度	平成25年度	平成26年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
中小企業者等の法人税率の特例	17,274,368	18,747,121	20,325,905	5,874,539	-	14,451,366	20,325,905	-	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	4,210,718	4,245,254	4,518,488	1,305,922	-	3,212,566	4,518,488	-	
(1) 試験研究費の総額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	-	①
(2) 特別試験研究費の額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	-	①
(3) 中小企業技術基盤強化税制	3,627,297	3,704,736	4,290,794	1,240,114	-	3,050,680	4,290,794	-	
(4) 繰越税額控除限度超過額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	-	①
(5) 繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除	277,486	191,114	91,231	26,367	-	64,864	91,231	-	
(6) ① 試験研究費の増加額に係る税額控除	182,687	214,406	122,087	35,286	-	86,801	122,087	-	②
(6) ② 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	123,248	134,998	14,376	4,155	-	10,221	14,376	-	②
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	41,285	19,012	39,980	11,555	-	28,425	39,980	-	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	13,764,659	62,811,527	102,129,346	10,043,629	36,383,019	24,707,327	71,133,975	30,995,371	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	109,631	387,925	563,538	162,872	-	400,666	563,538	-	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	30,139,724	34,014,928	42,265,619	4,081,167	15,549,603	10,039,671	29,670,441	12,595,178	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度	平成25年度	平成26年度					備考
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計	
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	2,271,331	2,574,887	3,632,669	1,049,904	-	2,582,765	3,632,669	-
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械 等を取得した場合の法人税額の特別控除	96,483	72,169	75,363	21,781	-	53,582	75,363	-
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業 用機械等を取得した場合の特別償却	3,640	18,717	11,345	1,095	4,174	2,695	7,964	3,381
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業 用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	34,705	97,067	61,224	17,695	-	43,529	61,224	-
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用 機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用 機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	1,990	2,204	827	239	-	588	827	-
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機 械等を取得した場合の特別償却			0	0	0	0	0	0
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機 械等を取得した場合の法人税額の特別控除			0	0	-	0	0	-
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を 取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場 合の法人税額の特別控除	2,473	3,293	9,465	2,736	-	6,729	9,465	-
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得し た場合の法人税額の特別控除	288	2,734	2	1	-	1	2	-
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の 特別償却			0	0	0	0	0	0

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度	平成25年度	平成26年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除			-	-	-	-	-	-	①
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	32,270	71,507	35,403	3,454	12,793	8,497	24,744	10,659	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	①
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	720,008	956,351	1,204,730	348,188	-	856,542	1,204,730	-	②
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却		2,219,782	459,567	45,785	159,854	112,633	318,272	141,295	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除		165,436	144,184	41,672	-	102,512	144,184	-	②
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却		443,790	764,099	73,975	279,843	181,980	535,798	228,301	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除		196,871	328,672	94,992	-	233,680	328,672	-	
雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除		2,276,051	13,377,994	3,866,472	-	9,511,522	13,377,994	-	②
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却			69,452,884	6,797,661	24,954,729	16,722,245	48,474,635	20,978,249	
生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除			1,029,565	297,562	-	732,003	1,029,565	-	②
公害防止用設備の特別償却	284	6,838	2,582	249	950	613	1,812	770	
船舶の特別償却	7,864,973	3,228,583	3,320,502	325,862	1,187,383	801,620	2,314,865	1,005,637	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度	平成25年度	平成26年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
耐震基準適合建物等の特別償却			64,980	6,551	22,093	16,117	44,761	20,219	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	184	346	431	48	117	118	283	148	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	617,052	310,203	144,017	13,906	52,984	34,210	101,100	42,917	
共同利用施設の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	③
特定農産加工品生産設備等の特別償却	100	121	495	48	182	118	348	147	
特定信頼性向上設備等の特別償却		27,082	0	0	0	0	0	0	
特定地域における工業用機械等の特別償却	370,447	135,317	247,341	25,164	82,608	61,908	169,680	77,661	
(1) ① 過疎地域における工業用機械等の特別償却	255,265	103,595	203,533	20,700	68,025	50,925	139,650	63,883	
② 振興山村における工業用機械等の特別償却	3,213	9,807	21,615	2,132	7,654	5,246	15,032	6,583	
(2) ① 半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却		7,529	20,668	2,174	6,438	5,348	13,960	6,708	
② 離島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却		0	810	78	298	193	569	241	
③ 奄美群島における産業振興機械等の割増償却		0	715	80	193	196	469	246	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度	平成25年度	平成26年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
医療用機器等の特別償却	474,429	427,284	300,103	29,411	107,578	72,350	209,339	90,764	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	8,302	10,276	6,692	646	2,462	1,590	4,698	1,994	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	36,894	39,130	13,010	1,281	4,628	3,149	9,058	3,952	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	848,238	128,286	511,824	56,780	140,168	139,681	336,629	175,195	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	9,675	45,785	58,556	5,677	21,393	13,966	41,036	17,520	
特定再開発建築物等の割増償却	666,903	578,403	422,237	46,885	115,351	115,338	277,574	144,663	
倉庫用建物等の割増償却	118,993	10,389	12,646	1,343	3,860	3,302	8,505	4,141	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	3,831,996	4,799,999	4,893,680	474,462	1,787,787	1,167,174	3,429,423	1,464,257	
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)		791,558	1,511,056	155,740	491,609	383,120	1,030,469	480,587	
海外投資等損失準備金	778,503	392,074	556,211	160,755	-	395,456	556,211	-	⑤
新事業開拓事業者投資損失準備金			0	0	0	0	0	0	
特定事業再編投資損失準備金			640,573	69,679	184,485	171,410	425,574	214,999	
金属鉱業等鉱害防止準備金	2,980	574	401	43	118	106	267	134	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度	平成25年度	平成26年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
特定災害防止準備金	515,008	435,862	228,778	22,786	79,620	56,054	158,460	70,318	
新幹線鉄道大規模改修準備金	3,843,082	0	0	0	0	0	0	0	
使用済燃料再処理準備金	14,268,282	9,714,248	9,773,159	1,088,897	2,645,834	2,678,687	6,413,418	3,359,741	
原子力発電施設解体準備金	1,795,196	0	1,765,113	196,664	477,859	483,793	1,158,316	606,797	
保険会社等の異常危険準備金	13,338,340	15,323,180	18,958,530	2,111,650	5,136,823	5,194,659	12,443,132	6,515,398	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	6,239,985	5,274,255	6,434,732	716,939	1,742,040	1,763,671	4,222,650	2,212,082	
関西国際空港用地整備準備金	0	84,397	37,097	4,133	10,043	10,168	24,344	12,753	
中部国際空港整備準備金		0	0	0	0	0	0	0	
特定船舶に係る特別修繕準備金	1,222,731	679,575	730,085	74,918	239,682	184,299	498,899	231,186	
中小企業等の貸倒引当金の特例	6,070,576 (注)	6,241,062	6,539,387	631,443	2,405,853	1,553,350	4,590,646	1,948,741	
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	8,967,174	7,445,423	7,925,065	881,988	2,152,055	2,169,689	5,203,732	2,721,333	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	2,966,263	3,437,585	2,633,397	293,254	713,917	721,404	1,728,575	904,822	
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	2,604,167	5,318,619	7,074,707	819,760	1,709,007	2,016,610	4,545,377	2,529,330	④

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度	平成25年度	平成26年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除	90	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除	2,144	0	2,430	235	894	577	1,706	724	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除			0	0	0	0	0	0	
沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	0	0	
国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
認定研究開発事業法人等の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業経営基盤強化準備金	1,648,207	1,379,514	1,127,061	108,831	414,637	267,724	791,192	335,869	
農用地等を取得した場合の課税の特例	811,851	969,566	909,595	87,841	334,578	216,087	638,506	271,089	
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	15,274,266	16,748,932	26,875,148	2,939,145	7,636,859	7,230,297	17,806,301	9,068,847	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	8,826,427	19,674,458	28,988,806	3,102,311	8,682,183	7,631,685	19,416,179	9,572,627	
収用換地等の場合の所得の特別控除	4,955,189	5,080,563	4,737,486	464,807	1,694,817	1,143,426	3,303,050	1,434,436	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	61,972	85,002	121,451	11,850	43,884	29,149	84,883	36,568	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	78,497	78,838	81,670	8,038	29,051	19,774	56,863	24,807	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度	平成25年度	平成26年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	1,294	3,581	3,463	334	1,274	823	2,431	1,032	
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	4,418	65	9,631	930	3,542	2,288	6,760	2,871	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	35,434,455	34,038,658	49,513,767	5,217,479	15,361,614	12,834,998	33,414,091	16,099,676	
(1) 所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え	1,135,228	1,243,233	713,436	71,740	243,826	176,482	492,048	221,388	
(2) 市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え	35,594	49,936	90,246	8,714	33,202	21,436	63,352	26,894	
(3) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え	79,116	226,334	100,727	9,727	37,057	23,927	70,711	30,016	
(4) 過疎地域の外から内への買換え			99,224	9,581	36,505	23,569	69,655	29,569	
(5) 都市機能誘導区域の外から内への買換え			38,143	3,683	14,033	9,060	26,776	11,367	
(6) 既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え	101,295	9,284	47,410	4,578	17,442	11,261	33,281	14,129	
(7) 農用地区域内にある土地等の買換え	8,674	37,257	1,082,840	105,491	392,289	259,506	757,286	325,554	
(8) 防災再開発促進地区のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え	21,113	13,602	218,670	21,694	76,654	53,370	151,718	66,952	
(9) 所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物、構築物若しくは機械装置又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え	27,686,547	29,993,406	42,369,847	4,484,383	13,016,434	11,031,580	28,532,397	13,837,450	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度	平成25年度	平成26年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
(10) 日本船舶から日本船舶への買換え	1,079,309	964,100	1,527,100	152,503	528,816	375,159	1,056,478	470,622	
(11) 特別勘定の設定により課税の特例を受けた 場合のその特別勘定に係る買換え			1,418,494	146,479	459,668	360,339	966,486	452,008	
(12) 誘致区域(工業団地造成事業により造成され た敷地の区域)の外から内への買換え	14,586	6,033	85,564	8,262	31,479	20,325	60,066	25,498	
(13) 都市開発区域等(一定の都市開発区域及び 過疎地域)及び誘致区域の外から都市開発区 域等の内への買換え	3,647,716	1,345,114	1,722,066	190,644	474,209	468,984	1,133,837	588,229	
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税 の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土 地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例	0	476	0	0	0	0	0	0	
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合 の課税の特例	320	0	1,610	179	436	441	1,056	554	
平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取 得をした場合の課税の特例	4,247,056	4,237,267	2,200,081	228,908	701,703	563,112	1,493,723	706,358	
技術研究組合の所得の計算の特例	137,736	361,411	102,106	9,859	37,565	24,254	71,678	30,428	
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	14,561,183	18,104,544	21,068,006	2,077,710	7,467,196	5,111,167	14,656,073	6,411,933	
認定特定非営利活動法人のみなし寄附金の損金算 入の特例	8,064	11,235	17,135	1,655	6,304	4,070	12,029	5,106	
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金 算入の特例	1,222,831	1,190,123	954,293	97,843	313,824	240,695	652,362	301,931	
社会保険診療報酬の所得の計算の特例	12,521	17,421	16,137	4,664	-	11,473	16,137	-	⑤

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度	平成25年度	平成26年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
特定の医療法人の法人税率の特例	668,262	545,207	309,825	89,545	-	220,280	309,825	-	
農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例	2,850,357	3,025,444	3,094,543	298,830	1,138,351	735,122	2,172,303	922,240	
転廃業助成金等に係る課税の特例	73,367	3,726	3,571	345	1,314	848	2,507	1,064	
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	20,350,835 (注)	22,035,020	24,058,757	2,323,113	8,851,263	5,714,858	16,889,234	7,169,523	
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例	3,512,788	2,357,296	3,033,446	305,738	1,032,101	752,116	2,089,955	943,491	
損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例	11,606,673	10,625,391	14,095,312	1,570,459	3,815,951	3,863,328	9,249,738	4,845,574	
特定目的会社に係る課税の特例	35,410,570	37,873,621	63,457,597	6,127,464	23,346,172	15,073,562	44,547,198	18,910,399	③
投資法人に係る課税の特例	26,093,394	33,549,176	41,795,861	4,035,807	15,376,778	9,928,086	29,340,671	12,455,190	③
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	③
特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	③

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度	平成25年度	平成26年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
中小企業者等である連結法人の法人税率の特例	11,120	14,556	16,051	4,639	-	11,412	16,051	-	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	41,116	499,231	639,653	184,871	-	454,782	639,653	-	
(1) 試験研究費の総額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	-	①
(2) 特別試験研究費の額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	-	①
(3) 中小企業技術基盤強化税制	34,056	468,549	447,247	129,262	-	317,985	447,247	-	
(4) 連結繰越税額控除限度超過額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	-	①
(5) 繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る税額控除	4,768	6,443	1,497	433	-	1,064	1,497	-	
(6) ① 試験研究費の増加額に係る税額控除	1,840	23,718	190,909	55,176	-	135,733	190,909	-	②
(6) ② 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	452	521	0	0	-	0	0	-	②
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	653	0	0	-	0	0	-	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	985,606	7,244,839	7,236,883	792,528	2,049,362	1,949,620	4,791,510	2,445,373	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	4,407	1,222	353	-	869	1,222	-	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	232,874	846,026	940,305	90,796	345,940	223,358	660,094	280,211	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度	平成25年度	平成26年度					備考
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計	
中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	6,768	7,405	67,664	19,556	-	48,108	67,664	-
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械 等を取得した場合の法人税額の特別控除	51,022	45,496	44,569	12,881	-	31,688	44,569	-
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業 用機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業 用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用 機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用 機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機 械等を取得した場合の特別償却			0	0	0	0	0	0
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機 械等を取得した場合の法人税額の特別控除			0	0	-	0	0	-
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を 取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場 合の法人税額の特別控除	640	0	0	0	-	0	0	-
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取 得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合 の特別償却			0	0	0	0	0	0

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度	平成25年度	平成26年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除			-	-	-	-	-	-	①
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	①
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	111	1,271	4,419	1,277	-	3,142	4,419	-	②
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却		965,196	356,636	39,735	96,550	97,749	234,034	122,602	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除		4,467	789	228	-	561	789	-	②
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却		737	3,772	364	1,388	896	2,648	1,124	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除		32	0	0	-	0	0	-	
雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除		14,117	283,450	81,922	-	201,528	283,450	-	②
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却			4,800,250	508,957	1,468,778	1,252,033	3,229,768	1,570,482	
生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除			34,773	10,050	-	24,723	34,773	-	②
公害防止用設備の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
船舶の特別償却	134,275	211,765	0	0	0	0	0	0	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度	平成25年度	平成26年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
耐震基準適合建物等の特別償却			0	0	0	0	0	0	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	0	0	1,380	133	508	328	969	411	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	540,340	175,830	198,726	22,141	53,800	54,468	130,409	68,317	
共同利用施設の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	③
特定農産加工品生産設備等の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定信頼性向上設備等の特別償却		0	0	0	0	0	0	0	
特定地域における工業用機械等の特別償却	32,890	27,772	28,572	3,183	7,735	7,831	18,749	9,823	
(1) ① 過疎地域における工業用機械等の特別償却	18,739	10,324	21,344	2,378	5,778	5,850	14,006	7,338	
② 振興山村における工業用機械等の特別償却	0	1,619	7,099	791	1,922	1,945	4,658	2,441	
(2) ① 半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却		0	129	14	35	36	85	44	
② 離島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却		0	0	0	0	0	0	0	
③ 奄美群島における産業振興機械等の割増償却		0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	878	8,132	0	0	0	0	0	0	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度	平成25年度	平成26年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
医療用機器等の特別償却	17,750	8,954	11,266	1,255	3,050	3,088	7,393	3,873	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	56,045	191,215	156,644	17,453	42,407	42,934	102,794	53,850	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	1,003	1,863	48	5	15	12	32	16	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	5,682	0	0	0	0	0	0	0	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	371	79	0	0	0	0	0	0	
特定再開発建築物等の割増償却	22,505	6,085	23,963	2,670	6,487	6,568	15,725	8,238	
倉庫用建物等の割増償却	0	1,442	272	30	74	75	179	93	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	41,967	19,070	24,185	2,690	6,578	6,617	15,885	8,300	
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)		192,912	99,388	11,051	27,055	27,185	65,291	34,097	
海外投資等損失準備金	0	107,591	255,673	73,894	-	181,779	255,673	-	⑤
新事業開拓事業者投資損失準備金			0	0	0	0	0	0	
特定事業再編投資損失準備金			30,619,228	3,411,506	8,289,378	8,392,306	20,093,190	10,526,038	
金属鉱業等鉱害防止準備金	386	1,009	2,561	285	693	702	1,680	881	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度	平成25年度	平成26年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
特定災害防止準備金	10,737	47,495	37,761	3,982	11,696	9,796	25,474	12,287	
新幹線鉄道大規模改修準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
使用済燃料再処理準備金	1,111,994	4,791,102	4,394,820	489,658	1,189,786	1,204,559	2,884,003	1,510,817	
原子力発電施設解体準備金	229,780	109,108	1,298,634	144,690	351,572	355,937	852,199	446,435	
保険会社等の異常危険準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
関西国際空港用地整備準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
中部国際空港整備準備金		101,099	293,295	32,678	79,403	80,388	192,469	100,826	
特定船舶に係る特別修繕準備金	10,029	24,107	173,199	19,060	48,445	46,886	114,391	58,808	
中小連結法人等の貸倒引当金の特例	38,317 (注)	36,038	18,774	1,813	6,907	4,459	13,179	5,595	
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	15,449	15,325	15,335	1,709	4,151	4,203	10,063	5,272	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	6,410	15,325	4,653	518	1,260	1,275	3,053	1,600	
対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	0	0	1,860,492	215,579	449,431	530,324	1,195,334	665,158	④

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度	平成25年度	平成26年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の連結所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の連結所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の連結所得の特別控除			0	0	0	0	0	0	
沖縄の金融業務特別地区における認定法人の連結所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	0	0	
国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業経営基盤強化準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
農用地等を取得した場合の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
取用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	961,769	2,475,790	1,055,859	117,636	285,879	289,384	692,899	362,960	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	229,046	34,248,866	5,552,415	617,401	1,511,246	1,518,804	3,647,451	1,904,964	
取用換地等の場合の連結所得の特別控除	105,869	85,756	156,577	17,197	44,014	42,305	103,516	53,061	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	0	2,287	0	0	0	0	0	0	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	1,812	4,017	2,870	290	970	714	1,974	896	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度	平成25年度	平成26年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	6,669,000	9,269,798	12,454,670	1,383,439	3,399,418	3,403,259	8,186,116	4,268,554	
(1) 所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え	544,674	1,678	751	84	203	206	493	258	
(2) 市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え	0	0	762	85	206	209	500	262	
(3) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え	289,880	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 過疎地域の外から内への買換え			0	0	0	0	0	0	
(5) 都市機能誘導区域の外から内への買換え			0	0	0	0	0	0	
(6) 既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え	695	1,102	0	0	0	0	0	0	
(7) 農用地区域内にある土地等の買換え	0	0	0	0	0	0	0	0	
(8) 防災再開発促進地区のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え	0	0	92,186	10,271	24,957	25,267	60,495	31,691	
(9) 所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物、構築物若しくは機械装置又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え	5,829,177	9,267,018	11,159,810	1,239,687	3,045,482	3,049,630	7,334,799	3,825,011	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度	平成25年度	平成26年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
(10) 日本船舶から日本船舶への買換え	0	0	81,549	9,086	22,077	22,351	53,514	28,035	
(11) 特別勘定の設定により課税の特例を受けた 場合のその特別勘定に係る買換え			1,119,612	124,226	306,493	305,596	736,315	383,297	
(12) 誘致区域(工業団地造成事業により造成され た敷地の区域)の外から内への買換え	0	0	0	0	0	0	0	0	
(13) 都市開発区域等(一定の都市開発区域及び 過疎地域)及び誘致区域の外から都市開発区 域等の内への買換え	3,472	0	0	0	0	0	0	0	
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税 の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土 地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合 の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取 得をした場合の課税の特例	327,571	156,894	524,092	58,364	142,073	143,575	344,012	180,080	
技術研究組合の連結所得の計算の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	666,973	659,406	600,017	66,653	163,743	163,967	394,363	205,654	
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金 算入の特例	49,841	85,055	73,934	8,204	20,233	20,183	48,620	25,314	
社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例	0	0	0	0	-	0	0	-	⑤
特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特 例	0	0	0	0	-	0	0	-	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成24年度	平成25年度	平成26年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
転廃業助成金等に係る課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	23,836 (注)	30,796	34,961	3,376	12,862	8,305	24,543	10,418	
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例	54,739	46,731	124,876	13,857	34,174	34,088	82,119	42,757	
損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例	0	116,615	0	0	0	0	0	0	

(注)は再推計を反映

備考欄の丸数字は、次のとおり。

- ① 地方税の計算において適用対象外
- ② 中小企業者等にのみ適用
- ③ 特別法人、特定目的会社及び投資法人等は外形標準課税の対象とならないため、全て非外形標準課税法人として計算
- ④ 単年度損益の計算において適用対象外
- ⑤ 事業税の所得計算において適用対象外

※1 税額控除の特例の影響額は次のとおりに算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税控除額×住民税率)

※2 課税標準の特例(損金算入等)の影響額は次のとおりに算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税影響額×法人税率×住民税率) 事業税(国税影響額×事業税率)

※3 地方法人特別税への影響額は次のとおりに算出した。：事業税×地方法人特別税率

※4 原則として、資本金1億円以下の法人を非外形標準課税対象法人(以下「非外形」という。)、資本金1億円超の法人を外形標準課税対象法人(以下「外形」という。)とし、それぞれに影響額を算出している。

※5 税率については、以下のとおり。

- ・住民税率：道府県民税(5.0%) 市町村民税(12.3%)
- ・法人税率：25.5%
- ・事業税率：非外形(5.3%) 外形(3.38%(うち0.48%は単年度損益分))
- ・地方法人特別税率：非外形(81%) 外形(148%)

※6 林業等の事業税が非課税である事業等に係る影響額については、平成26年度課税状況調における総所得と各非課税所得等の割合を乗じて算出し、全体の影響額から控除した。

※7 国税適用額に係数を乗じた額が課税標準を減少させる特例については、係数を1として、その最大値を影響額として算定した。

※8 連結法人分についても、単体法人と同様に影響額を算出した。

※9 「-」は制度上影響がないもの、「0」は影響額がない若しくは僅少であるものを表している。

※10 「平成24年度・合計(地方法人特別税を含む額)」欄は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第186回国会提出)」に記載の「道府県民税」、「事業税」、「市町村民税」及び「地方法人特別税」を合計したものである。

※11 「平成25年度・合計(地方法人特別税を含む額)」欄は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第189回国会提出)」に記載の「道府県民税」、「事業税」、「市町村民税」及び「地方法人特別税」を合計したものである。